

[事案 26-79] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 12 月 10 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に不適切な説明があったことを理由に、契約の無効と、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 3 月、子供と孫をそれぞれ被保険者として契約した 2 件の養老保険について、契約時、募集人に以下のとおり、不適切な募集行為があったので、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 「全期前納よりも 2 年前納の方が得である」等の誤った説明があった。
- (2) 払込保険料総額を説明せず、満期保険金額を下回ることを認識させなかった。
- (3) 高齢（70 歳代）である自分に対して、わずか 30 分程度の説明で契約申込書を作成させた。
- (4) 説明に際して、誤解を招くような手書きの説明資料を用いた。

<保険会社の主張>

契約時、募集人が誤った説明をした事実は認められないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、保険会社より、答弁書の提出にあたって本契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。